

# 宇部市外部労働者等公益通報者保護制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市において外部の労働者等からの法第2条第1項及び第3項に規定する公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(公益通報者の範囲)

第2条 公益通報を行うことができる外部の労働者等は、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関係する事業者には雇用されている労働者又は当該通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は当該通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は当該通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員その他当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者とする。

(公益通報の窓口等)

第3条 外部の労働者等からの公益通報に関する相談に応じるため、産業経済部産業政策課に相談窓口を設置する。相談窓口においては、法令に関する一般的な質問及び相談を受け付けるとともに、通報対象事実について処分、勧告等の権限を有する課等（以下「通報窓口」という。）への取次ぎを行う。なお、通報対象事実について本市が処分、勧告等の権限を有さない場合は、権限を有する行政機関の教示等を行うものとする。

2 公益通報の受付は、通報窓口において行うものとし、正当な理由なく公益通報の受付又は受理を拒んではならない。

3 前項の公益通報（以下「通報」という。）は、原則として持参（面談）、郵送、電子メール、電話の方法で、公益通報受付書（様式第1号）（以下「受付書」という。）により受け付ける。ただし、次に掲げる事項を記した書面等（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により受け付けることも可能とする。また、公益通報者が受付書その他書面等による通報を行うことが困難である等の場合は、通報窓口が公益通報者に関する情報及び通報内容を受付書へ記録することにより受け付けるものとする。

(1) 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 公益通報者の連絡先

(3) 公益通報対象事実の内容

4 相談窓口においては、第1項に規定する質問や相談を受け付けた場合は公益通報等相談票（様式第2号）により、通報窓口においては、前項に規定する通報を受け付けた場合は公益通報受付整理票（様式第3号）により対応記録を残すものとする。

5 通報窓口及び相談窓口においては、公益通報者（以下「通報者」という。）及び公益通報に関する相談者（以下「相談者」という。）の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報窓口及び相談窓口の担当職員（以下「職員」という。）は、通報者及び相談者の秘密は保持されること及び通報受付後の手続きの流れ等を当該通報者及び相談者に対して説明するものとする。

6 通報窓口は、通報の内容となる事実について本市が権限を有しないと判断したときは、通報者に対して、当該事実について権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

る。

- 7 通報窓口は、通報がなされた後、これを法に基づく通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨及びその理由を、通報者に対して、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(通報の受理)

第4条 通報窓口は、通報者が通報を行うに当たって、次に掲げる要件（以下「保護要件」という。）のいずれかを満たして通報する場合には、これを受理するものとする。

- (1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると史料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面等（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出する場合
  - ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - イ 当該通報対象事実の内容
  - ウ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると史料する理由
  - エ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと史料する理由

2 通報窓口は、公益通報以外の通報であっても、次の各号に掲げる場合には、公益通報に準ずる通報として受理し、必要な調査及び措置を行うものとする。

- (1) 第2条に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、通報窓口に対し、保護要件を満たして通報するものである場合
- (2) 通報者が通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、通報窓口に対し、保護要件を満たして通報するものである場合
- (3) 通報が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるかどうか直ちに明らかでない場合において、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

3 通報者は、原則として実名で通報するものとする。ただし、匿名の通報であっても、法に定める要件を満たす場合は、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いをするものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第5条 職員（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 職員は、当該対応手続きにおいて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 職員は、次に掲げる事項について適切な措置をとるものとする。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
- (2) 通報者及び相談者の特定につながり得る情報（通報者及び相談者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者及び相談者しか知

り得ない情報等を含む。以下同じ。)については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと。(通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。)

- (3) 通報者及び相談者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者及び相談者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
- (5) 通報者及び相談者本人からの情報流出によって通報者及び相談者が特定されることを防ぐため、通報者及び相談者に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

(利益相反関係の排除)

第6条 職員は、自ら又はその親族が関係する通報及び相談事案への対応に関与してはならない。

- 2 通報窓口及び相談窓口は、通報対応の各段階において、各担当職員が当該通報及び相談事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(調査の実施)

第7条 通報窓口は、通報を受理した場合は、必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 第1項の調査の実施中は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、当該調査の進捗状況について、通報者に適宜通知するとともに、当該調査の終了後は結果を速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない、又は通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(通報受理後の教示)

第8条 通報窓口において通報を受理した後、当該通報の内容について他の行政機関が処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、通報者に対して、当該内容について権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

- 2 通報窓口は、前項の規定により教示を行う場合は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲内で、自ら作成した当該通報の内容に係る資料を通報者に提供することができる。

(調査結果に基づく措置)

第9条 通報窓口は、第7条第1項の調査の結果、通報対象事実が存在すると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(措置の通知)

第10条 通報窓口において前条の措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮し、当該措置の内容について、通報者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない、又は通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

2 通報窓口は、通報の受理から処理の終了までの標準的な期間又は必要と見込まれる期間を通報者に対して明らかにするよう努めるものとする。ただし、通報者が通知を希望しない、又は通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(通報者の保護)

第11条 職員は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(通報関連資料の管理)

第12条 通報窓口及び相談窓口は、各通報及び相談事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者及び相談者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

(協力義務)

第13条 職員は、公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(公表)

第14条 本市において受理した通報の件数については、毎年度公表するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。